

# 海老川流域水循環系再生

## 第四次行動計画

～みんなでとり戻そう私たちの海老川～



令和3年3月

海老川流域水循環再生推進協議会



# はじめに

本行動計画の対象流域である海老川は、船橋市の北部丘陵地帯の金杉町、馬込町付近に源を発し、南に流下しながら飯山満川、前原川、長津川等を合流して、船橋市の中心を流れ東京湾へ注ぐ流域面積 27.12km<sup>2</sup>の二級河川です。

海老川流域では、昭和 30 年代からの急激な人口増加と産業活動の集積などの都市化の進展により、水田、畑、山林などの浸透面積が減少し、建物、道路などの不浸透面積が増大したために雨水を地下に浸透させたり、一時貯留したりする機能が著しく低下しました。このため、降雨時の流出量が増加し、低地における土地利用の高度化にともなう被害リスクの増大とあいまって、家屋の浸水や道路の冠水といった水害が発生しました。

また、流域の急激な人口の増加は汚濁負荷量の増加をもたらした家庭雑排水等の流入による河川水質の悪化が生じました。

さらに、流域の不浸透面積の増大は、平常時における河川流量を減少させ、河川の自浄能力の低下、生物生息空間としての河川環境を悪化させました。

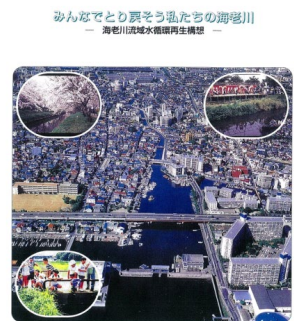


過去の水害の様子

このように、海老川流域の水循環系が大きく変化したことにより様々な問題が発生したことから、海老川における健全な水循環系を再生するため、市民団体、学識者、行政が一体となり検討を重ね、再生の基本的な方向性と必要な施策をとりまとめた「**海老川流域水循環再生構想**」を平成 10 年 3 月に策定しました。

この構想に基づいて水循環系再生を推進するためには、県や市がそれぞれ目標や計画を立てて展開してきた事業や、市民・企業がそれぞれの立場で責任を持って取り組むべき対策を体系化し、行政・市民・企業等が連携・協働して推進することが重要です。

そこで、行政・市民・企業の役割分担と各種施策の年次計画を明確にし、それぞれの施策を着実に推進してゆくため、平成 11 年 12 月に「**海老川流域水循環系再生行動計画**」を策定しました。



平成 10 年 3 月  
海老川流域水循環系再生構想検討委員会

平成 11 年以降、「海老川流域水循環系再生行動計画」、「同第二次行動計画」「同第三次行動計画」に基づき各種の取組を展開し、平成 31 年には、再生構想の中期目標年を迎えたことから、再生構想及び各行動計画に基づく各種施策の評価・総括を行いました。

このような中、平成 26 年度には、「水循環基本法」の公布、近年の気候変動等に伴う水資源の循環の適正化に向けた取組を促す「雨水利用促進法」の施行など、水循環再生のための法的整備が進んでいます。一方で、地球温暖化の影響や緊急時への対応の必要性が増加するなど、社会情勢は変化しています。

そこで、これまでの取組や、新たな社会要請を考慮して、令和 2 年 11 月に「**海老川流域水循環再生構想（改訂版）**」を策定しました。本行動計画は、構想の目標達成に向けて、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間における取組について、より実効性のある行動をとるための計画として取りまとめたものです。

# 【海老川流域水循環系再生 第四次行動計画】

## 目 次

1. 水循環系の再生とは -----	1
2. 海老川流域水循環系再生の基本方針と施策 -----	2
基本理念	
基本方針と対応する施策の関係	
基本方針の計画目標	
3. 施策実施の現状 -----	5
4. 重点的に進める施策 -----	6
(1) 雨水浸透施設の設置促進 -----	7
(2) 污水处理施設の普及 -----	10
(3) 水循環施策の周知と市民活動の活発化 -----	11
5. 行政が継続して取り組む施策 -----	13
河道改修	
調節池の建設	
下水処理水の利用	
雨水貯留施設の設置	
公園・緑地等の整備と保全	
環境用水容量の確保	
下水管の不明水、老朽化対策	
多自然川づくり	
固有種の保護、外来種対策	
地下水対策	
NPO 及び市民団体に対する支援等	
6. 市民・企業が継続して取り組む施策 -----	20
家庭での汚濁負荷削減対策	
水資源の有効利用	
7. 観測モニタリング計画 -----	21